

若越郷土研究

33の6

西街道の変遷と蕪木浦

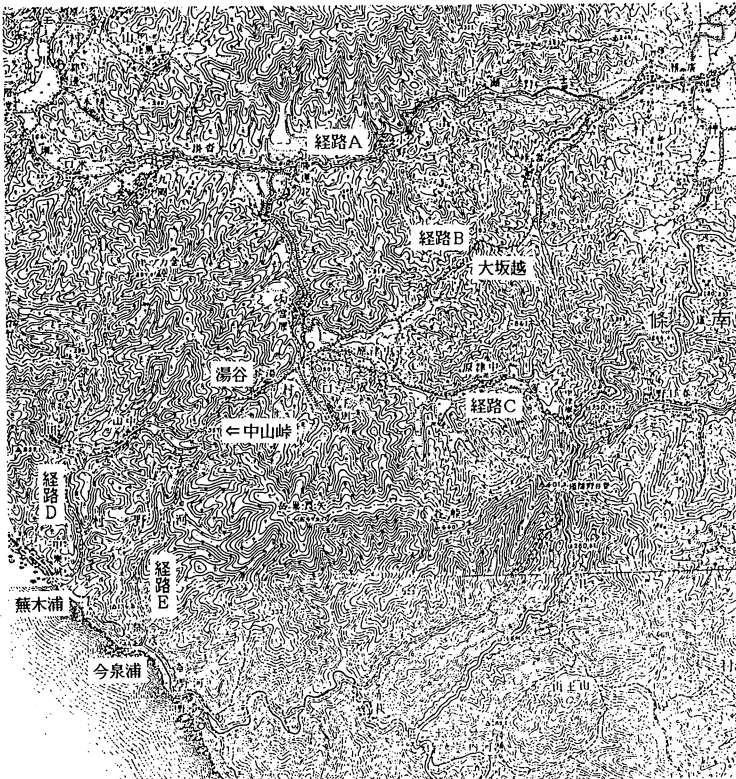
小泉 義博

越前府中から敦賀に向かう旅行者がとる経路は、多くの場合、府中から南のほうへ脇本→鯖波→今庄→木芽峠→葉原→敦賀と、徒歩で辿るものであった。しかしもう一つの経路として、府中から西のほうへ広瀬→湯谷→中山と歩いて、日本海沿岸の蕪木浦（もしくは今泉浦）に至り、ここで舟に乗って敦賀に渡るという場合も少なくはなかった。この経路を辿った場合には、徒歩区間を最短に押さえることができるので、舟を利用した楽な旅行

小泉 西街道の変遷と蕪木浦

西街道の経路

(大正元年8月～同2年10月発行、大日本帝国陸地測量部)



を考える者はこの経路を辿ったものと思われ、近世にはこの経路は西街道と称されていたよ
また重量のある荷物についても、かなりの分
うなので、本稿でも便宜上、西街道と称する
量がここを通ったのではないかと想像される。⁽¹⁾
ことにしよう。

この西街道は、地図で見て明らかのように、必ずしも一つの経路に限られていたわけではない。というのは、まず府中から湯谷に至るまでの経路として、A 広瀬ひろせ→小野この→勝蓮花かたれんげ→勾当原こうとうがはら→湯谷ゆたという経路、B 広瀬ひろせ→当ヶ峰たががね→大坂越おほさかこ→下中津原したなかつしん→湯谷ゆたという経路が考えられ、これに付属的経路として、かなり迂回してはいるが、C 春日野かすひの→中津原なかつしん→下中津原したなかつしん→湯谷ゆたという経路が考えられる。次に、湯谷から日本海沿岸に至る経路としては、D 湯谷ゆた→中山なかつ→蕪木浦うきうら（現在は甲楽城と表記するが、古くには蕪木と記している）という経路、E 中山なかつで左折して直接に今泉浦へ下っていく経路、の二通りが考えられる。

西街道の以上のような経路について考える場合、とくに問題とすべきは、これらの経路には時代的な変遷があったのではないか、換言すれば、古くから用いられている経路と、新たに開削された経路との区別が可能なのではないか、という点である。そしてこの変遷を明らかにするにあたっては、街道の終着点である蕪木浦と今泉浦との、中世における地位の変動を考えることが、重要な意味を持つ

てくることになろう。それでこれから、主として蕪木浦に関する史料に検討を加えることにより、中世の西街道の経路に見られた変遷を追ってみたいと思う。

二

まず、蕪木浦という地名が文献に登場する最初のものを見てみよう。それは鎌倉初期に編集された『宇治拾遺物語』巻第三の、次のような説話においてである。

これもいまはむかし、越前国かふらきのわたりといふ所に、わたりせんとて、者どもあつまりたるに、山ぶしあり。けいたう坊といふ僧なりけり。…(中略)…わたりせむとする者、雲霞のごとし。お

のものをとりてわたす。このけいたう坊、「わたせ」といふに、わたし守、聞きもいれで、こぎいづ。…(中略)…数珠をくだけぬと、もみちぎりて、「召し返せ」とさげぶ。…(中略)…かくいふほどに、風もふかぬに、このゆく舟の、こなたへより来。…(中略)…一町がうちにより来たり。そのときけいたう

坊、「さて今はうちかへせ」とさげぶ。…(中略)…此わたし舟に廿余人のわたる者、づぶりとなげ返しぬ。その時けいたう坊、あせを押しのごひて、「あな、いたのやつばらや。まだしらぬか」といひて立帰にけり。

この説話のいうところは、蕪木の渡に集まった旅行者のうち、けいたう坊という山伏だけが渡し賃を払おうとしないので、渡し守はこの山伏を乗せずに漕ぎ出したところ、山伏はやがて数珠を揉んで舟を戻せと叫び、さらには転覆してしまえと叫び出したのである。すると、風もないのに舟は押し戻され、ついには転覆して廿余人の乗客は海に投げ出され、てしまった、と言うのである。

『宇治拾遺物語』の成立は鎌倉時代の十三世紀初期とされているから、右の蕪木浦に関する説話は、遅くとも平安末期には成立していたと見てよい。そしてこのような説話に蕪木浦が登場するということは、とりもなおさず、平安末期の敦賀渡海のための渡し舟のもっとも重要な出発点が蕪木浦であったということである。むろんその他の浦からも舟が出

ることはあつたではあるが、もつとも繁栄した地点が蕪木浦だったのである。

この、敦賀への渡し舟が蕪木浦から出ていたという事実は、戦国期以降の状況とは大きく相違した点であるので、特に強調しておきたい。戦国期以降には、主に今泉浦が渡し舟の出発地点になるのである。

なお余談ながら、右の説話で渡し舟が押し戻され転覆した原因について触れておくと、別にこの山伏の神通力が優れていたわけでもない。敦賀湾内では、敦賀半島先端と杉津浦とを結ぶ線より以南は内海に相当して常に穏やかなのであるが、その線より以北は外海と言ふべく、普段から波浪がかなり強いのである。そのため乗客の乗り過ぎた渡し舟は、蕪木浦から南に向かって漕ぎ出したものの、間もなく北向きの沿岸流に捉えられて押し流され始め、遂には横からの波を受けて転覆してしまつたと言ふことなのである。

それでは次に、敦賀へ渡海する渡し舟が蕪木浦から出ていたことを示す史料は、いつまで見られるであろうか。この点に関して注目すべきが、南北朝期の戦乱について語る『太

平記』巻第一八の次のような一節である。

氣比大宮司太郎ハ、元来、力人ニ勝テ、水練ノ達者ナリケレバ、春宮ヲ小舟ニ乗進セテ、櫓カイモ無レ共、綱手ヲ己ガ横手綱ニ結付、海上三十余町ヲ泳デ、蕪木ノ浦ヘゾ著進セケル。…(中略)…春宮ヲ、怪シゲナル浦人ノ家ニ預ケ置進セ、

「是ハ日本国ノ主ニ成セ給フベキ人ニテ渡セ給フゾ。如何ニシテテ、山ノ城ヘ入進セテクレヨ。」ト申含メテ、蕪木ノ浦ヨリ取テ返シ、本ノ海上ヲ游ギ帰テ、弥三郎大夫ガ自害シテ伏タル其上ニ、自我首ヲ搔落テ片手ニ提、大膚脱ニ成テ死ニケリ。⁽⁴⁾

この『太平記』の一節が語るところによれば、越前に没落してきた「春宮」、すなわち後醍醐天皇の子恒良親王を迎えた氣比大宮司の太郎は、建武四年(一三三七)三月に恒良親王の乗った小舟を、海上三〇余町を泳いで蕪木浦に送り届け、自分は再び敦賀に戻って自害して果てたというのである。この記事から、南北朝期においても、敦賀との間の渡し舟の発着場は蕪木浦であつたということが明

らかになる。

以上に示した二つの史料により、平安末期から南北朝期にかけての敦賀へ渡海する渡し舟は、蕪木浦から出ていたことが明らかになつたとしてよいであろう。

そこで今度は地形図を眺めて、平安末期から南北朝期に至るまでの、府中へ蕪木浦間の西街道の経路がどうであつたかを考えてみよう。A・B・Cの三経路についてはさておいて、湯谷から日本海沿岸に至るのがD・Eのいずれの経路であつたかという点、蕪木浦で舟に乗るためには当然、D湯谷へ中山峠へ中山へ蕪木浦という経路を辿らねばならない。すなわち、平安末期から南北朝期における西

街道は、湯谷から中山を経て蕪木浦に出たのであり、ここで渡し舟に乗って敦賀へ渡つたのである。少なくとも、途中の中山峠から左折して直接に今泉浦に到達する経路Eは、まだ成立していなかったとしなければなるまい。なおその途中に立地する中山は、明らかにこの経路Dに沿って形成された集落であるから、蕪木浦と同様に平安末期にはすでに成立して、繁栄していたと考えてよいであろう。

三

ところが、戦国時代に下ってくると、この西街道の経路について大きな変動が生ずることになる。それは、E湯谷↗中山峠↘今泉浦という新しい経路が開削されることにより、蕪木浦の地位には重大な変化が生じたのである。

一、馬借之人数之事、ゆ屋・こうたう原
・別所・中山・八田・今泉・川野、此分ほんそにて候也。

一、山内之馬借下之事、ぬか浦・かれいの浦・たかさ・ろくろし・とへのしやうけん分、ぬ(が)口四郎衛門ふん・やすとの左衛門・とへの五郎兵衛・中津原道かう・同常心、山内下也。かふらき浦ハ山内・両浦下也。此旨をそむき■候て、ぬか浦・たかさ・かれいの浦ニ、さとかいのあきない物之、しほ船二つむ事候ハ、山内として堅せいはい可仕候。

右に引用した史料は、永正五年(一五〇八)十一月二十四日に作成された両浦(河野・今泉)と山内(湯谷・勾当原・別所・中山・八田)との馬借中による定書の一節である。それによると、第一条では、山内と両浦の馬借が「ほ

んそ」と規定されている。「ほんそ」には恐らく本所の文字が当てられるものと思われ、これらの集落に居住する馬借が、古くから荷物運送の業務に携わっていたことにより、大きな既得権益を持っていたことを意味する用語であろう。次いで第二条で、その「ほんそ」

の山内馬借の支配下に属する馬借としては、糠浦・干飯浦・高佐浦・六呂師・都辺のしやうけん・糠口の四郎衛門・安戸の左衛門・都辺の五郎兵衛・中津原の道かう・中津原の常心、以上の馬借が山内馬借の支配下に属するとされ、そして最後に、蕪木浦は山内と両浦の両方の支配下に属すると述べられているのである。

右の史料で問題となるのは、なぜ蕪木浦が山内・両浦の馬借の下に従属すると規定されているのか、という点である。すなわち、前節の検討で明らかになったように、平安末期↗南北朝期の敦賀渡海の渡し舟は蕪木浦から出発していたから、もしこの状況が戦国期にまで継続していたのであれば、当然のこととして、蕪木浦が最も強い権限を持つことになつていたのであろう。しかしそうなつてはいないのである。つまり明らかに蕪木浦の地位が

低下し、かわつて今泉・河野両浦が強い権限を持つに至つていたのである。それはなぜなのであろうか。

蕪木浦・今泉浦・河野浦の三ヶ浦を比較した場合、集落規模(換言すれば集落の立地する平坦面の広さ)は、今泉・河野両浦の合計が蕪木浦にほぼ匹敵する状態である。だから蕪木浦の地位低下は、集落規模の変動が原因となつたものではない。とすれば、考えうる理由としては、西街道の経路自体の変遷という点が上げられよう。すなわち新たに、E湯谷↗中山峠↘今泉浦という経路が開削されたためではないかということである。

もしこの経路Eが、永正五年をいくらか遡る時点で、全く新たに開削されたものであるとするならば、その開削以降には、旅行者や荷物の多くは、この新経路を通して直接に今泉浦に集中するようになったであろう。さらにそのうちの一部は隣の河野浦にまで運ばれて、ここで舟に積まれるということがあつたかも知れない。この推測がもし正しいとするならば、そのことは直ちに、蕪木浦の地位低下、換言すれば今泉・河野両浦の地位向上と

いう結果をもたらすことになるのではあるまいか。

このEの経路をもう一度地形図で見てもならば、いまだにその沿道には集落が成立していない。それは、立地場所が乏しいということも理由として考えられようが、それ以上に、経路の開削が新しいという理由が大きいのではなからうか。そしてこの新しい経路Eが開削された時期は、南北朝期～永正期の間のことであつたとしなければならぬのである。

四

経路Eの開削が南北朝期～永正期の間であつたという前節の結論について、その期間をもう少し縮めることはできないであらうか。

この点について考えるために、今泉浦の馬借関係史料のうちでもっとも古い、寛正六年(一四六五)六月二十一日の定書をここでとりあげてみよう。

馬借中之定之事

一、いまいつミ中屋左衛門所へ立候て、諸事商すへからす。又左衛門所へ出候里荷、おうすへからす。

小泉 西街道の変遷と蕪木浦

一、すわい付の荷、おうせ候はんする者へハ、馬借中をはつすへく候。

一、塩・樽の里買、見かくしたる者へハ、公方様・馬借之中より、罪科をいたすへく候。

この定書に言うところは、①山内(勾当原・湯谷・中山・八田)の馬借は、今泉浦の馬借問屋中屋左衛門のところへ運送荷物の配分を受けたならば、途中で商売を行つてはならない。また中屋左衛門の所に持ち込まれた里荷を運送することも認められない。②仲買人の付いた荷物を運送しようとする者は、馬借中から排除される。③塩・樽の里買を見逃す者は罪科に処せられるであらう、というのである。この定書から知られるように、問屋を勤める今泉浦中屋左衛門の権限は、両浦・山内の馬借中にとつてすこぶる強大なものであつた。しかもその中屋左衛門の権限は、代官近藤憲祐が定書の奥に書判を添えることにより公認されているのである。

ここで問い直してみるべきは、このような強い権限が、なぜ今泉浦の馬借問屋中屋左衛門に生じていたのかという点である。そして

その答えとして考へうる唯一のものは、荷物のほとんどが今泉浦に集中するようになっていたから、ということなのではあるまいか。

もしそうであるとするならば、この寛正六年(一四六五)をいくらか遡る時点で、すでに経路Eが開削されており、主要街道として頻繁に利用されるようになっていたと見なければならぬであらう。

ところで、ここでもう一度地形図を眺めて想像を逞しくするならば、この経路Eに続く経路B(大坂越を経て広瀬に至る最短の経路)も、経路Eの開削と時を同じくして、新たに建設されたものではあるまいか。このように考える根拠は実は何もなく、単なる思い付きにすぎないのであるが、地形図を眺める限りでは、経路Eと経路Bとは同時期に建設された可能性が大きいように思われるのである。

五

以上の検討で明らかにできたことを、最後にまとめておきたい。

平安末期から南北朝期にかけて、敦賀渡海の渡し舟の出発地点は蕪木浦であつた。その

蕪木浦に至るまでの西街道の経路は、まず、
A 広瀬↪小野↪勝蓮花↪勾当原↪湯谷と辿り、
さらにD 湯谷↪中山峠↪中山↪蕪木浦と歩む
ものであったと思われる。C 春日野↪中津原
峠↪下中津原↪湯谷という経路も考えられる
が、迂回し過ぎているので利用は少なかった
であろう。

しかるに、一五世紀中期の寛正年間をいく
らか遡る時点で、湯谷より日本海沿岸に至る
までの、E 湯谷↪中山峠↪今泉浦という経路
が、新たに開削されたと推測される。この新
経路ができたことで、蕪木浦の地位は著しく
低下してしまい、代わりに、新たに荷物や旅
行者の集中するようになった今泉浦と、その
南隣の河野浦が、交通上の地位を飛躍的に向
上させることになったのである。そしてその
今泉浦で、寛正年間から以降、馬借問屋とし
て強い権限を行使したのは中屋左衛門であった。
なお、経路Eが、湯谷から日本海沿岸まで
を最短で結ぶために開削されたのと同様に、
広瀬↪湯谷間を最短で結ぶための経路Bも、
経路Eの開削と同時期に建設されたのではな
いかと思われる。

注1 拙稿「中世越前国における北陸道」(『日

本海地域史研究』第三輯)。

2 『宇治拾遺物語』巻第三(『福井県史』資
料編一、古代)。

3 岡田孝雄氏の御教示による。

4 後藤丹治・釜田喜三郎氏校注『太平記』巻
第一八(『日本古典文学大系』三五)。

5 『西野次郎兵衛家文書』第一六号、浦山内
馬借中定書写(『福井県史』資料編六、中近
世四)。

6 『西野次郎兵衛家文書』第一号、山内馬借
中定書(『福井県史』資料編六、中近世四)。